

鳥取県告示第627号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年11月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年9月12日

鳥取県日野総合事務所長 原

豊

1 申請のあった年月日

平成20年9月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奥日野里山ネット

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

相見 晴久

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

日野郡日野町上菅306

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、奥日野（日南町・日野町）の豊かな自然の下、会員の知恵、連携による活動を最大限に生かし、地域環境に配慮した菜種油栽培バイオ燃料プロジェクトの立ち上げ、体験学習を中心とした農業および農業就労者の育成などを幅広い地域間交流を通して推進することにより限界集落といわれる地域の活性化に寄与することを目的とする。